

観光立国推進ワーキングチームの開催について

平成 25 年 3 月 26 日
観光立国推進閣僚会議申合せ
平成 25 年 6 月 11 日
一部改正案

1. 観光立国の実現に向け、関係府省庁横断的に推進する必要がある施策について検討を行うため、観光立国推進ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を開催する。
2. ワーキングチームの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

座長	国土交通大臣の指名する国土交通副大臣
座長代理	国土交通大臣の指名する国土交通大臣政務官
構成員	内閣官房長官の指名する内閣官房副長官
	内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）の指名する、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）を補佐する内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官
	経済再生担当大臣の指名する、経済再生担当大臣を補佐する内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官
	クールジャパン戦略担当大臣の指名する、クールジャパン戦略担当大臣を補佐する内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官
	復興大臣の指名する復興副大臣又は復興大臣政務官
	法務大臣の指名する法務副大臣又は法務大臣政務官
	外務大臣の指名する外務副大臣又は外務大臣政務官
	文部科学大臣の指名する文部科学副大臣又は文部科学大臣政務官

農林水産大臣の指名する農林水産副大臣又は農林水産大臣政務官

経済産業大臣の指名する経済産業副大臣又は経済産業大臣政務官

環境大臣の指名する環境副大臣又は環境大臣政務官
警察庁次長

3. ワーキングチームの庶務は、国土交通省において処理する。